

外国人技能実習生の実習実施者に対する 監督指導、送検等の状況

令和7年6月10日

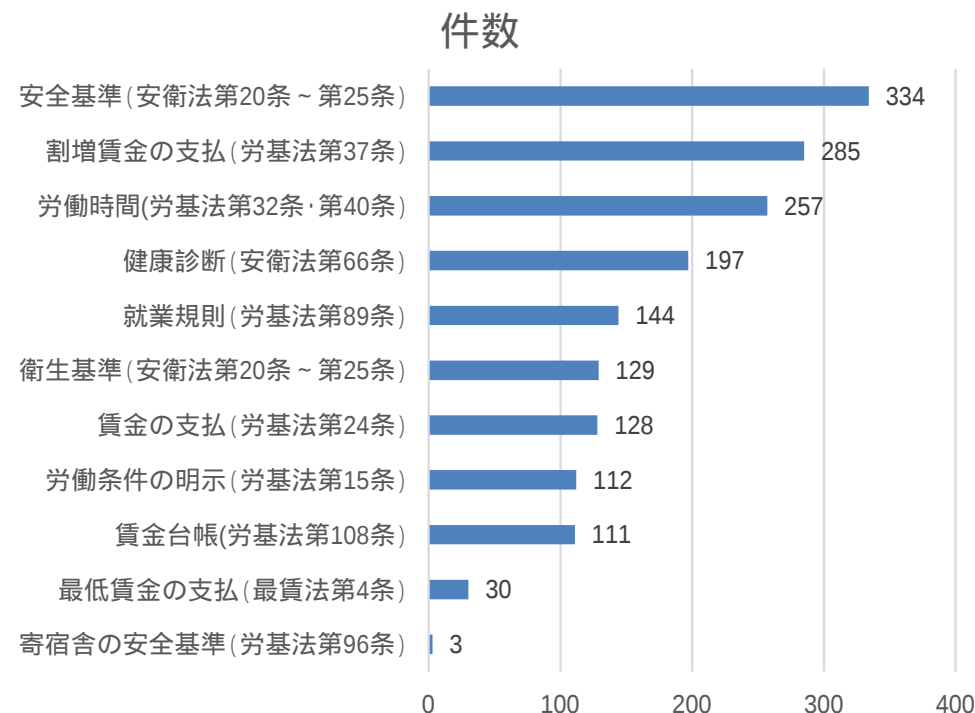
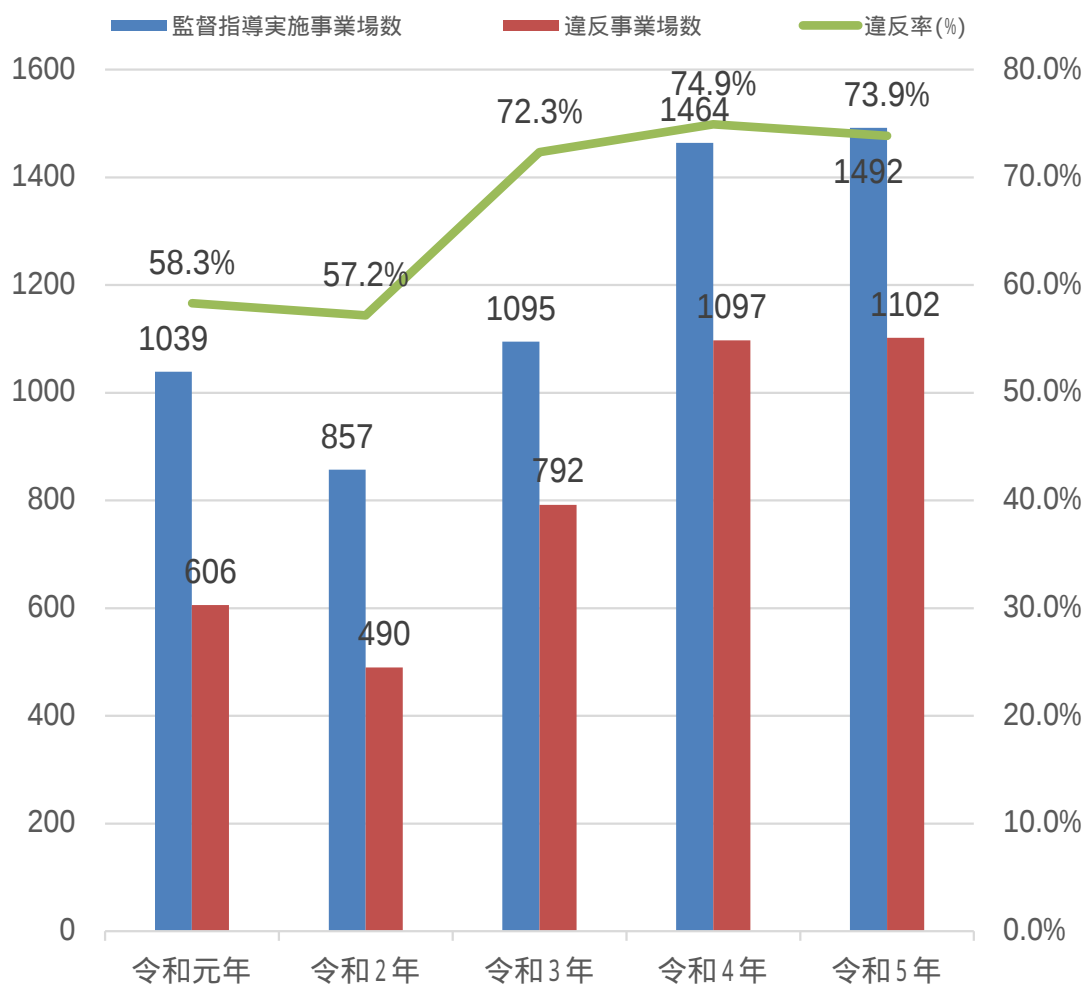
大阪労働局労働基準部監督課

1 技能実習生に係る監督指導状況

(1) 関西地区の労働基準監督機関において、令和5年1年間で、実習実施者に対して1,492件の監督指導を実施し、その73.9%に当たる1,102件で労働基準関係法令違反が認められた。

<注>違反は実習実施機関に認められたものであり、日本人労働者に係る違反も含まれる。

(2) 令和5年における主な違反事項は、使用する機械に対する講ずべき措置などの安全基準（334件30.3%）、割増賃金の支払（285件25.9%）、労働時間（257件23.3%）、健康診断（197件17.9%）、就業規則（144件13.1%）の順に多かった。



1 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

2 法令名の略記は次のとおり。
 労基法：労働基準法
 安衛法：労働安全衛生法
 最賃法：最低賃金法

(3) 監督指導の事例には、以下のようなものがあった。

事例1

技能実習生の労働災害が発生した事業場に対して監督指導を実施

概要

■ 配管等建設資材の加工・設置工事を行う事業場で、天井クレーンでつり上げていた鉄骨部材が落下し技能実習生が負傷した。作業をしていた技能実習生にはクレーン運転と玉掛作業の資格はなく、また、中2階に手すり等が設けられていなかった。

指導内容

■ 技能実習生に対しクレーン運転と玉掛作業に必要な資格を取得させるよう指導した。

また、手すり等がなく墜落の危険性がある箇所については墜落防止措置を講ずるまで立入禁止を命じた。

指導事項

安全衛生法第59条第3項
クレーン等安全規則第21条第2項
(クレーン運転の資格)
労働安全衛生法第61条第1項
労働安全衛生法施行令第20条第16号
(玉掛作業の資格)
労働安全衛生法第21条第2項
労働安全衛生規則第519条第1項
(墜落等による危険の防止)

指導の結果

■ 技能実習生に必要な資格を取得させた。また、墜落の危険性がある箇所に手すり等を設け、墜落防止措置を講じた。

事例2

外国人技能実習機構からの情報提供を端緒に監督指導を実施

概要

■ 外国人技能実習機構から、ダクト工事を行う事業場で、技能実習生の時間外労働に対する割増賃金が支払われていないとの情報提供があった。

調査の結果、週40時間を超える時間外労働時間数を算定しておらず、割増賃金を支払っていないかった。また、技能実習生が失踪して連絡が取れないことを理由に賃金を支払っていないかった(当該技能実習生の金融機関口座は閉鎖されておらず、振込が可能であった。)。さらに、36協定の締結・届出を行っていないかった。

指導内容

■ 週40時間超の時間外労働時間数を算定して不払の割増賃金を支払うこと、不払の賃金を支払うこと、労働者代表と36協定を締結して届け出ることについて指導した。

指導事項

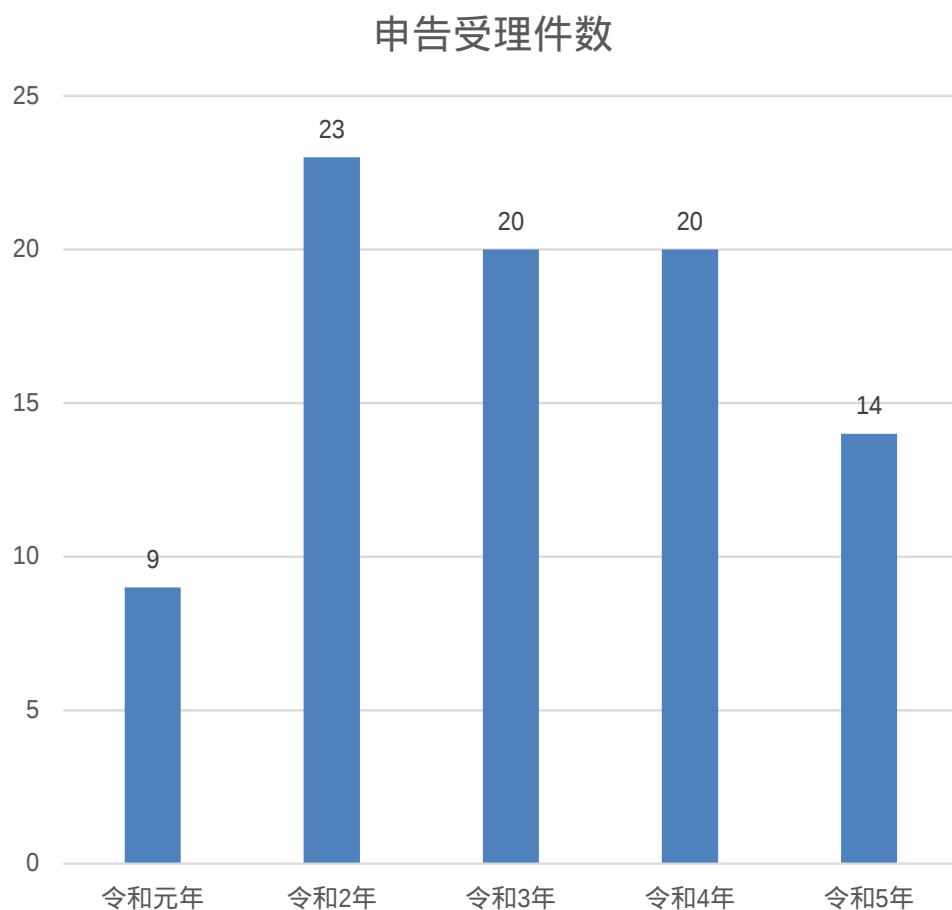
労働基準法第37条第1項
(時間外労働の割増賃金)
労働基準法第24条(賃金の支払)
労働基準法第32条(36協定)

指導の結果

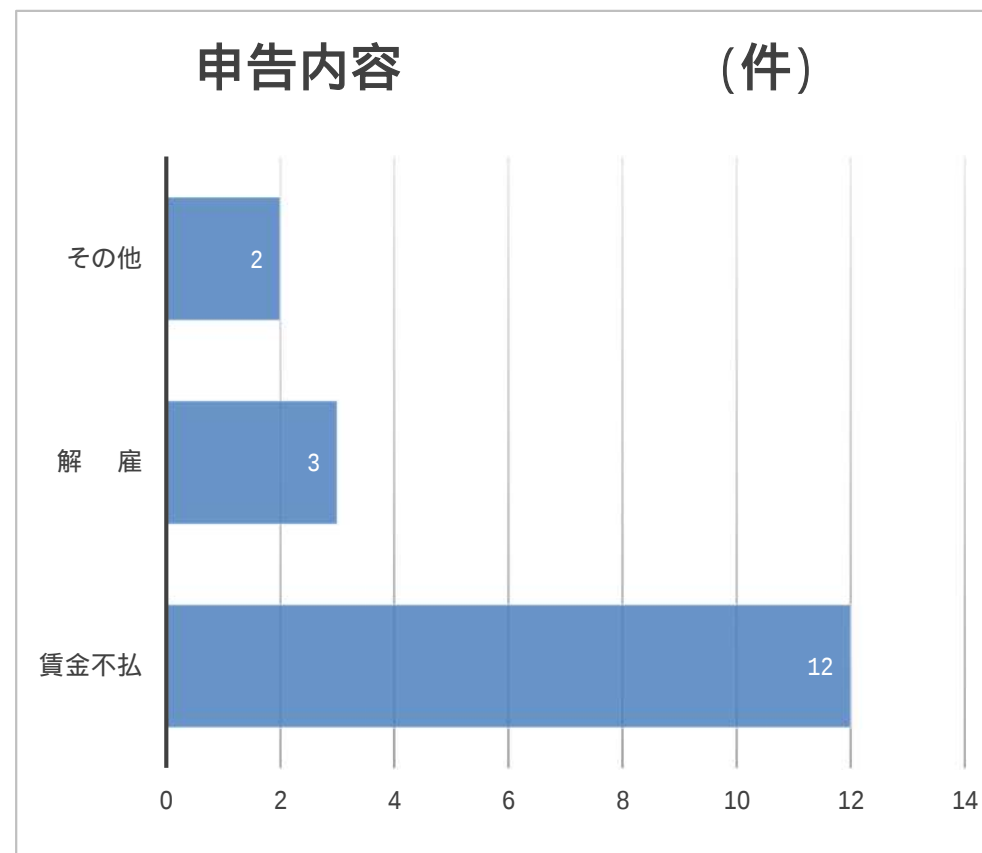
■ 不払の賃金及び割増賃金が支払われ、36協定の締結・届出が行われた。

2 技能実習生に係る申告状況

- (1) 令和5年1年間に、技能実習生から関西地区の労働基準監督機関に対して労働基準関係法令違反の是正を求めてなされた申告は14件で、前年よりも6件減少した。



- (2) 令和5年の申告内容は、賃金・割増賃金の不払が最も多く12件であった。



注 申告事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、申告事項の件数の合計と申告件数とは一致しない。

(3) 申告事例には、以下のようなものがあった。

事例1

技能実習生の時間外労働と休日労働の割増賃金不払に係る申告に基づき、監督指導を実施。

概要

■ 縫製工場で勤務していた技能実習生から、タイムカードを打刻せず時間外労働や休日労働を行っており、割増賃金が支払われないとの申告があった。

■ 複数回にわたって夜間等に臨検監督を実施。当初、事業場の代表者は否認したが、後にタイムカードを打刻せず時間外労働と休日労働を行わせたことと割増賃金を支払っていないことを認めた。

また、申告した技能実習生に加え、在職中及び既に帰国した技能実習生にも同様の問題が確認できた。

指導内容

■ 実際の時間外・休日労働時間を算出した上で、支払っていない法定の割増率（時間外は25%、休日は35%）以上で割増賃金を計算し、不足額を支払うよう是正勧告した。

指導事項

労働基準法第37条違反（割増賃金の支払）

指導の結果

■ 合計5人の退職済及び在職中の技能実習生に対し、未払の割増賃金が支払われ、権利救済が図られた。

事例2

技能実習生の解雇予告手当不払に係る申告に基づき、監督指導を実施。

概要

■ 技能実習生から、即時解雇されたにもかかわらず、平均賃金30日分以上の解雇予告手当が支払われないとの申告があった。

■ 即時解雇をしたのに解雇予告手当を支払っていないことが認められた。

指導内容

■ 平均賃金30日分以上の解雇予告手当を支払うよう是正勧告した。

指導事項

労働基準法第20条違反（即日解雇）

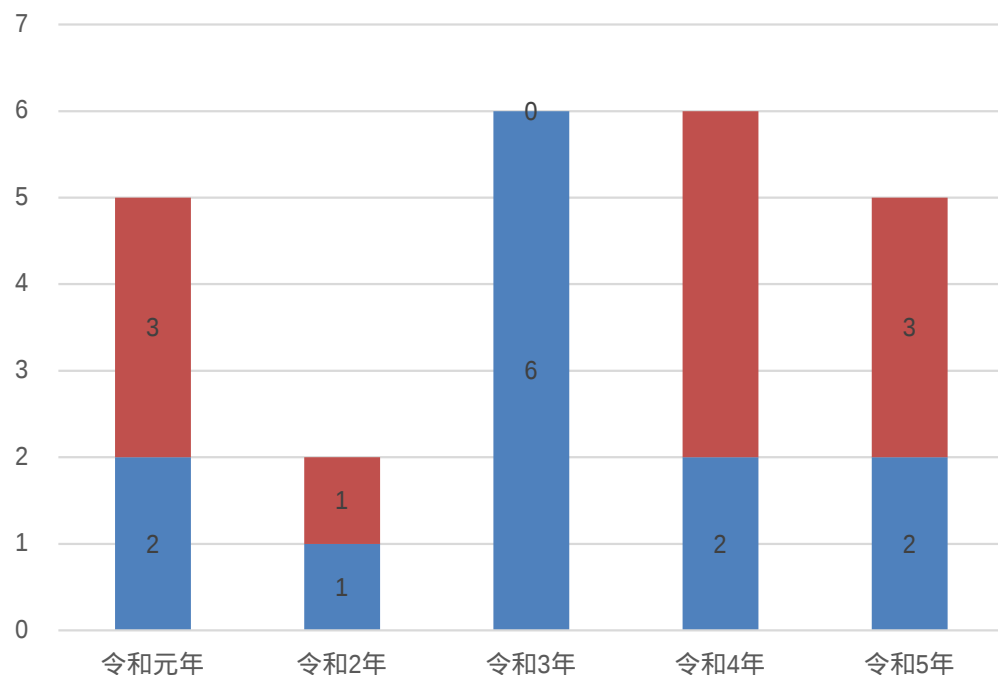
指導結果

■ 解雇予告手当が支払われ、権利救済が図られた。

3 外国人労働者に係る送検状況

- (1) 外国人労働者に係る重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として、令和5年1年間に、関西地区の労働基準監督機関が送検した件数は5件であった。

過去5年間の送検件数の推移



■労働基準法・最低賃金法違反 ■労働安全衛生法違反

- (2) 送検事例には、以下のようなものがあった。

事例1

技能実習生が被災した労働災害に係る労災かくしの疑いで送検

概要

■ 上下水道工事を行う事業場において、技能実習生が水道管取り換え工事現で、掘削個所の土砂に巻き込まれて右足脛骨を骨折し約2か月休業した労働災害について、労働者が休業4日以上休業したときは、遅滞なく所轄労働基準監督署に労働者死傷病報告書提出しなければならないのに、これを行わなかった、いわゆる労災かくし事案の疑いで、捜査に着手した。

被疑事実

- 実習実施者（法人）及び総務部長
遅滞なく労働者死傷病報告書を提出しなかったこと。

違反条文

労働安全衛生法第100条第1項
労働安全衛生規則第97条第1項

4 労働基準監督機関と出入国管理機関等との相互通報状況

技能実習生等の労働条件の確保を図るため、労働基準監督機関では、出入国管理機関・外国人技能実習機構（以下「出入国管理機関等」という。）との間で、その監督等の結果を相互に通報している。

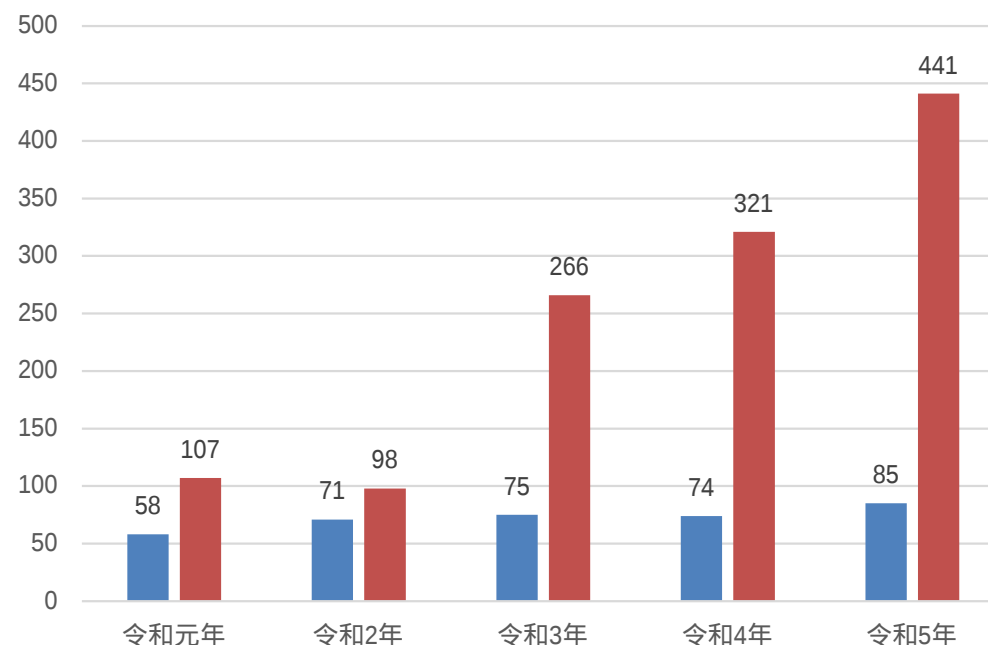
令和5年1年間に、関西地区の労働基準監督機関から出入国管理機関等へ通報（１）した件数は85件、出入国管理機関等から労働基準監督機関へ通報した件数は441件（２）であった。

- 1 労働基準監督機関から出入国管理機関等へ通報する事案
労働基準監督機関において実習実施者に対して監督指導等を実施した結果、技能実習生等に係る労働基準関係法令違反が認められた事案
- 2 出入国管理機関等から労働基準監督機関へ通報する事案
出入国管理機関において実習実施者を調査した結果、技能実習生等に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案

労働基準監督機関が、出入国管理機関等から通報を受けた実習実施者については、監督指導等を実施している。

また、強制労働等、技能実習生の人権侵害が疑われる事案については、出入国管理機関等との合同監督・調査を行うこととしている。

過去5年間の通報件数の推移



■ 労働基準監督機関から出入国管理機関等への通報
■ 出入国管理機関等から労働基準監督機関への通報